

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件 名 高知空港有害鳥類防除業務請負

開 札 年 月 日 平成30年2月15日 （ 落札決定日 平成30年4月1日 ）

入 札 執 行 官 署 大阪航空局

落 札 金 額 ￥ 87,696,000 -

落 札 者 一般財団法人航空保安協会

予 定 価 格 ￥ 87,828,396 -

積 算 額 ￥ 87,828,396 - 入札書比較価格（予定価格の100/108） ￥ 81,322,589 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 52,697,037 - 調 査 基 準 価 格 の 100/108 ￥ 48,793,553 -

基 準 評 価 値 122.967

第20回見積 成立

入札参加者	評 価 点 (満点143点)	第1回入札			第2回入札			摘 要
		入札金額	評 価 値	評 価 値 ≥ 基準評価値	入札金額	評 価 値	評 価 値 ≥ 基準評価値	
一般財団法人航空保安協会	121.0	84,800,000	-	-	84,700,000	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。
 ※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）
 ※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。
 ※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。
 ※ 入札説明書8.（4）に基づき、暴力団排除に関する規定等の欠格事由の確認のため意見聴取を実施し、平成30年度予算配賦をもって落札者と決定する。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)） 「見積徴取の経過」

件 名 高知空港有害鳥類防除業務請負

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点143点)	第 1 回見積徴取			第 2 回見積徴取			第 3 回見積徴取			第 4 回見積徴取			第 5 回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
一般財団法人航空保安協会	121.0	84,600,000	—	—	84,500,000	—	—	84,400,000	—	—	84,300,000	—	—	84,200,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点143点)	第 6 回見積徴取			第 7 回見積徴取			第 8 回見積徴取			第 9 回見積徴取			第 10 回見積徴取			
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
一般財団法人航空保安協会	121.0	84,100,000	—	—	84,000,000	—	—	83,900,000	—	—	83,800,000	—	—	83,700,000	—	—	

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第99条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)） 「見積徴取の経過」

件 名 高知空港有害鳥類防除業務請負

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点160点)	第 1 1 回見積徴取			第 1 2 回見積徴取			第 1 3 回見積徴取			第 1 4 回見積徴取			第 1 5 回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	
一般財団法人航空保安協会	121.0	83,600,000	—	—	83,500,000	—	—	83,300,000	—	—	83,000,000	—	—	82,700,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者		第 1 6 回見積徴取			第 1 7 回見積徴取			第 1 8 回見積徴取			第 1 9 回見積徴取			第 2 0 回見積徴取			
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	
一般財団法人航空保安協会	121.0	82,400,000	—	—	82,100,000	—	—	81,800,000	—	—	81,500,000	—	—	81,200,000	149.014	○	成 立

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。